平成18年5月19日

各　　位

会　社　名　木徳神糧株式会社
代表者の役職名　代表取締役社長　木村　良
（コード番号：２７００）
問い合わせ先　執行役員　伊豫田　直記
管理部門副部門長
電話番号　０３－５４７９－７１１１

内部統制システムの基本方針に関する決議のお知らせ

当社は平成18年5月18日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．業務運営の基本方針

当社では、以下の「企業価値」と「企業理念」 を経営の最高指針とし、市場や顧客のニーズに対応するだけでなく、変化を自ら創造し、市場や顧客に対して新しい商品やサービスを提供していく。

【企業価値】
私たちは、お客さまのニーズに応えます。
私たちは、お客さま、お取引先、株主、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を大切にします。
私たちは、社業の発展を通じて社会に貢献します。

【企業理念】
誠意と感謝の気持ちを持つ企業であり続けます。
より高いクオリティを追求する企業であり続けます。
新しい価値を創造する企業であり続けます。

２．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、「木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック」を制定し、役員及び社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、勉強会等を通じて指導し、コンプライアンス・マニュアル及び内部通報窓口の周知徹底を図る。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「品質表示管理委員会」、「 安全衛生委員会」 を設け、専門的な立場から、製品の品質、商品の表示の正確性、安全・衛生の各側面での企画と管理を行う。また、各工場において、労働安全衛生に関する活動を展開し、労働安全に取り組んでいく。経理面においては、各部署長による自律的な管理を基本としつつ、経理担当部署が計数的な管理を行うこととする。

当社は、有事においては、社長または社長が指名した者を本部長とする「対策本部」 が統括して危機管理にあたることとする。

なお、当社は、平時においては、各部署において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリ

スクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「リスク管理規程」 に従い、会社全体として対応することとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月 1 回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能強化、経営効率向上のため、役付取締役以上をメンバーとする経営会議並びに経営会議メンバーにその他の取締役及び執行役員を加えた経営拡大会議を各々月 1 回開催し、業務執行に関する重要事項の協議を十分に行い、決定を機動的に行う。取締役会、経営会議、経営拡大会議には常勤監査役が出席し取締役の職務の執行を監督する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ毎年策定される年度予算及び中期経営計画に基づき全社的な目標を設定する。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成 18 年 3 月の株主総会において定款変更を行い、取締役の任期を 1 年に変更している。また、経営の意思決定と業務の執行の分離を行い、平成 16 年 4 月より執行役員制度を導入している。

5．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、機密情報の管理については機密情報管理規程、個人情報保護については個人情報管理規程を定めて対応する。

6．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、グループ共通の「木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック」 を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うと同時に、必要に応じ当社内部監査室によるグループ各社への監査を行う。

7．監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

8．監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するほか、取締役会及び監査役会直轄の部署である内部監査室との定期的な会議を開催するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

以　上